

「コミ福祉協の会」と「コミ福公務員の会」の 連携について

岡田 哲郎 (福祉学科助教/コミュニティ福祉学科 2002 年卒業、コミュニティ福祉学部 1 期生)

はじめに

「コミ福祉協の会」は、コミ福卒業生の社会福祉協議会職員を対象としたネットワークです。2005 年に組織化されて以降、近年の状況は、本号掲載の分科会報告書の通りですが、学内学会まなびあいでの企画を起爆剤とし、「コミ福公務員の会」との連携のもとで再活性化を図っています。

そうした中、2013 年 3 月 29 日、年度納めの活動として「生活困窮者自立支援法」をテーマに会合をもちました。当日の参加者は、コミ福公務員の会のメンバーを含め 10 名。基調報告として、法制度の概要を福祉学科の飯村史恵先生に、社協がこの事業を受託する積極的意義と課題について東京都社会福祉協議会の白木ゆかりさん（コミ福 1 期生）にお話し頂いた後で、意見交換を進めました。タイムリーな情報交換となるばかりでなく、今後の社会の構造的変動を見据え、社協職員としてのスタンスを再確認する時間ともなりました。今回はそこで行われた議論の一部をご紹介しますことで、現在の両会の雰囲気を感じ取って頂ければと思います。

生活困窮者自立支援法の構造的問題

基調報告を受け、まずは以下の認識を共有しました。

- ・構造的な問題として、根本の経済システム自体が格差的・排他的になっていること。そしてそれをリカバリーする社会保障制度については、「第一のネット（社会保険制度・労働保険制度）」が縮小され、「第二のネット（求職者支援制度、生活困窮者対策）」として新しく追加される当制度も、時限的でコマ切れるな支援メニュー、対象限定的な仕組みとなっている。「第三のネット（生活保護）」の「適正化」も並行して進められるとすれば、結果的にどのネットからも排除される人々を今以上に生み出すこととならないか。
- ・そうした中で、住民の「共同」活動の支援に立場をおく社協が当制度を受託した場合、「第二のネット」に絡めとられ、身動きがとれなくなっていくことが懸念される。そこに「住民活動」との連動も期待されているのだとすれば、結果的に住民も巻き込みながらバーンアウトし、いわゆる「過剰包摂」と言われるような状況を作り出しかねない。

意見交換

ここまでの整理を踏まえ、各メンバーからの感想、各々の現場で抱えている課題に基づいて議論を進めました。

- ・生活福祉資金の貸付担当だが、「教育支援資金」の利用が増えている。日々の関わりを通し、「貧困の再生産」を実感する。母親には家計を見直す支援が必要で、一方、息子も自分の「借金」であるという自覚に乏しい。就労支援も、現実的に派遣社員を勧めるしかなく、根本的な支援ができない。社会生活が身につけていないと継続的な就労も難しい社会となっている。「小泉改革」以降の社会的不平等を作る構造が、ボディローのように効きは始めている。生活に余裕がない中で「地域づくりが必要」といっても住民には響かない面がある。
- ・この制度が対象者と想定しているいわゆる「ボーダー」の人は、これまでも生活保護の部署で対応してきた。そこに「クッション」がひとつ入るといことだろうか。
- ・支援メニューのうち、「学習等支援」については、埼玉県では既に「アスポート」の実績があるので効果が期待できる。また、「家計再建支援」には注目している。ニーズはあるが、そこは今、ケースワーカーが細かに対応できていない。
- ・この制度は要するに、「ボーダー」の人を早い段階で他の制度に結び付ける機能をもっている。これが現状では個々のケースワーカーの対応に委ねられており、また、つなげるまでも時間がかかっている。
- ・「住居確保給付金」だけという使い方もフレキシブルにできれば捕捉率は上がるかもしれない。しかしそれは本来、社会保障でカバーすべきところ。「人口」の支援だけでなく、継続的なフォローが必要。保証人がいないと家を借りられないという問題も悩ましい。
- ・生活保護制度の枠内でも既に「自立支援プログラム」が存在する。つまり、「生活保護の就労支援」と「生活困窮者自立支援の就労支援」とで窓口が2つとなり、新たな縦割りを作り出す可能性も懸念される。
- ・現実的に社協がこの事業を受託する可能性は高いが、この制度に向き合うほど「個別支援」の深みにはまっていく。ここに果たしてインフォーマルな支援を組み込んでいけるものなのか。国が掲げる「困窮者支援を通じた地域づくり」という目的も、社協としては本末転倒な話ではないか。
- ・個別支援の経験も浅い社協職員に果たしてこの事業を運用できるか。現に生活福祉資金の貸付支援も事務的な対応となっていて、技術的な課題も多いのではないか。この点については現在、個別支援の対応を再構築しようと、コミュニティソーシャルワーク研修を全職員に向けて実施している区社協もある。
- ・「個別支援」は成果がみえやすいし、もちろん重要だが、社協の本来業務は何かといえば、「地域社会の民主化」「住民主体の地域活動」を支援するもの。個別支援に埋没し、やがて予算が削減される状況も想定しておかなくてはならない。また、事業を通じて「共

に生きる住民」へと関係性を転化できれば社協が実践する意義もあろうが、実際は「対象者」にしていく。生活福祉資金制度の受託の際にも、過去に同じような議論があった。

- ・施設事業の受託も同様の課題を抱えている。本来はサロン活動やボランティアセンター事業等と連携して「民主的な地域社会づくり」の推進を支援する立場にあるが、そういう意識をもつ職員が今、一体どれだけいるのだろうか。
- ・当制度をインフォーマルな支援との連動で行うという場合に、地域には「排除性」も含まれていることを踏まえなければならない。さらに、「野宿者はいけないもの」という前提もあるようにみえるが、「インクルージョン」を「一般に近づける」という意味で捉えているのなら文明の押しつけではないか。現代社会は窮屈な「常識」の方が自明のように広がって、全ての人を生きづらくさせている構造があることは否めない。「福祉への囲い込み」を促進する一方、本当に必要な支援が狭まっていく。ホームレス自立支援法と生活保護法の関係にどこか似ている。結局、本当に必要な人が生活保護に結びつかなくなった側面があるのではないか。
- ・上層部が市に提案し、制度の中身を吟味する前にモデル事業として受託を進めてしまった。しかも自分がその主担当になってしまったという、まさにタイムリーな状況。
- ・社協は「住民が互いに支え合う環境を作る」ことが組織的使命というが、生活福祉資金の貸付にしても、ニーズがあっても基準に合わなければ受け付けない。その後のフォローもしない。今回の一件を通して「社協として目指すところは何か」、法人の中でまず意思統一をしなければと痛感した。社協の強みと言われる「ネットワーク」にしても、言うほど本当にもっているのだろうか。根本の問い直しをしたい。
- ・国の政策決定の現場に比較的近い所で仕事をしている立場からすると、増え続ける生活保護費を何とか抑制しなければという意図はわかる。しかし制度の作り方があまりよくないという印象がある。一番懸念されるのが、対象者をスクリーニングする基準がないこと。自治体ごとにバラバラの基準ができてしまっただけでは混乱を招きかねない。
- ・ワンストップサービスで他の制度へとつなぐ窓口となればいいが、そもそも窓口が乱立している状況がある。この制度がきっかけとなり自治体ごとに窓口が整理されていくのならば意義がある。地域包括支援センターも当初は「よろず相談」的窓口になると言われていたが、実際にはその役割を果たせていない。そこでの反省としては「地域に知られていない（地域から遠い存在）」という課題もある。

まとめ

社協が同事業を受託する積極的意義も認めながら、そもそもの背景にある社会の構造の変動にまで視野を広げ、「社協の本来業務とは何か」、その原点に立ち返り議論ができたことは参加者にとっての刺激となりました。最後に、両会の世話人である森本先生から以下のまとめを頂きました。

- ・所属する部署ごとにミッションは多くあり、そのひとつひとつが大切でありやり甲斐もあるが、一方、それが本当に組織本来の仕事なのかを考えずに通り過ぎてしまうことがある。
- ・「社会保障制度改革国民会議」における「2025年モデル」の議論。そこでは「1970年モデル」、すなわち「今は右肩上がりの時代ではない」という前提で論が建てられている。つまり「アベノミクス」が永続的に続かないことを国ですらも認めている。そのしわよせは、やがてどこにくるのか。どこかで仕組みを壊し再構築しなければいけない立場が皆さんだが、大丈夫か。現場もそれに向かってもう動き出さなければいけない時期だが、一時的にしのいでいくような方向にある。ひとつひとつ、世の中で何がおきているかを考えること。福祉を志す人のレベルが今問われている。

おわりに

その後、場所を移しての「懇親会」ではグラス片手に「ネットワークの深化」に勤めました（個人的には、これが一番の楽しみです）。

今回は2014年10月12日、「コミ福公務員の会」の大多賀さんの発案企画で、「地域包括ケアシステム」をテーマに、行政・地域包括支援センター・社協それぞれの立場のゲストを招き、勉強会が開催される予定です。今度はこちらに社協の会のメンバーも参加し、今回のテーマに引き続き、「住民主体」に依拠する社協実践とは何かをみつめ直す機会となることを期待しています。